

税の申告

問合せ 市民税課 内線 236

2月5日(金)から、市・県民税の申告相談受付が始まります。

01 申告が必要な方

- ▼公的年金を受給している方で、医療費控除などの各種控除があるかた
- ▼給与所得者で次のいずれかに当てはまる方
 - 給与・公的年金以外に所得がある
 - 勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されていない *分からぬ場合は勤務先に確認してください。
 - 昨年中に退職し、その後再就職していない
- ▼営業、農業、不動産などの所得があった方(所得税の確定申告をする必要がない方)

02 申告が不要な方

- ▼令和2(2020) 年分所得税の確定申告書を税務署へ提出する方
 - 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得等に係る所得について、所得税と異なる課税方式(申告不要制度・総合課税・申告分離課税)を選択する場合は、確定申告とは別に、市・県民税の申告が必要です。
- ▼年末調整された給与所得のみで、勤務先から日立市に「給与支払報告書」が提出されている方
- ▼公的年金のみを受給している方で、医療費控除などの各種控除がないかた

03 相談会場での申告受付(今年は完全予約制です)

- ▼新型コロナウイルス感染症対策のため、申告会場は完全予約制になります
- ▼会場・日程を確認の上、下記の予約専用ダイヤルへ電話で申し込みを
 - *ご予約のない方は受付できません。

申告相談受付予約専用ダイヤル
TEL 0570-041-042

受付期間 1月21日(木)～3月12日(金)

*土・日曜日・祝日を除く

受付時間 午前8時30分～午後5時

*当日予約はできません。各日とも、定員になり次第終了となります。

*電話がつながりにくい場合は、しばらく経ってからお掛け直しください。

申告相談日程	会場	予約時間 (全会場共通)
2月5日(金)・8日(月)・9日(火)	十王総合健康福祉センター(ゆうゆう十王)	午前8時30分から午後3時30分までの30分間隔 *午後3時30分の回が最終
2月10日(水)	中里交流センター	
2月15日(月)・16日(火)	豊浦交流センター	
2月17日(水)～19日(金)	日高交流センター	
2月24日(水)～26日(金)、3月1日(月)～3日(水)	大久保交流センター(多賀市民プラザ内)	
3月4日(木)・5日(金)・8日(月)・9日(火)	久慈交流センター	
3月10日(水)～12日(金)・15日(月)	消防本部3階講堂	

*来場時はマスクを着用してください。発熱などの症状がみられる場合には、来場をお控えください。

*予約時間の5分前に会場にお越しください。時間を厳守してください。

- ▼昨年、市の会場で申告し、右の通知が届いた方は、同封の「お知らせ」に記載された予約番号で予約してください。



04 申告のときに必要なもの

▼申告書（本庁・各支所・申告会場にあります）

* 申告者本人と配偶者、扶養親族で控除を受ける方のマイナンバーの記載が必要です。

▼本人確認書類（次の A・B のどちらか）

A マイナンバーカード

B マイナンバー通知カードと運転免許証、保険証など（身元確認ができるもの）

* 郵送提出の場合は、A（表・裏の両方）またはBどちらかの写しを同封

▼はんこ

* 郵送提出の場合は、申告者の氏名欄に押印

▼所得の計算に必要なもの

■ 給与、年金などの令和2（2020）年分の源

泉徴収票または給与明細書など

▼令和2（2020）年中に支払った下記の領収書または証明書

■ 国民年金、国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料など

■ 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料

■ 障害者控除の適用を受ける方は障害者手帳など
* 郵送提出の場合は、手帳の写しを同封

■ 医療費控除を受ける方は、領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」（本庁・各支所・申告会場にあります）の添付が必要です。昨年中に支払った医療費を合計してからお越しください。

05 所得税の確定申告（還付申告）について

▼所得税の確定申告（医療費控除などによる還付申告を含む）の相談受付は、2月1日（月）から確定申告会場（日立シビックセンターマーブルホール）で実施されます。なお、還付申告書は、2月1日（月）前でも税務署に直接提出できます。日程など詳細は10ページをご覧ください。

▼市で受け付けできる所得税の確定申告

市の申告相談受付会場で受け付けできる所得税の確定申告は、「給与所得及び雑所得のみの方」が対象です。なお、確定申告をする方は、税務署からのはがきをお持ちください。

▼市で受け付けできない所得税の確定申告

次のいずれかに当てはまる方は、税務署が開設する確定申告会場で申告してください（前年の確定申告書及び収支内訳書の控えを必ず持参してください）。

■ 営業、農業、不動産の所得を申告する

■ 株式、土地などの譲渡所得や配当、先物取引による所得を申告する

■ 住宅借入金等特別控除など、住宅税制による減税を申告する

■ 国外居住親族の扶養を申告する

06 市・県民税申告書の郵送での提出について

市のホームページ「市民税・県民税仮計算・申告書作成システム」で市・県民税の申告書を作成できます（利用は1月下旬から）。

作成した申告書は「04 申告のときに必要なもの」を添付して市民税課へ郵送してください。

ご自宅にパソコンがない方や、紙での市・県民税申告を希望する方は、用紙を郵送しますので、市民税課にご連絡ください。

* システムの利用方法などの詳細は、市のホームページをご覧ください。